

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原告 高田一男 外150名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面(7)

平成29年7月5日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同 石 川 陽 菜



第1 はじめに

原告らは、平成29年5月2日付け準備書面(10)（以下「原告ら準備書面(10)」という。）において、前橋地方裁判所平成29年3月17日判決（以下「前橋地裁判決」という。）を踏まえて、本件訴訟においても、責任論の審理が必要であると主張する。

しかしながら、前橋地裁判決における被告の過失の認定及びその審理・判断のあり方・内容についてはいずれも到底承服できるものではなく、被告は前橋地裁判決に対して現在東京高等裁判所に対して控訴中である。

被告は、被告準備書面（2）及び同（4）において、本件訴訟において過失の審理は不要であることを主張しているが、原告ら準備書面（10）も踏まえて、改めて、本件訴訟において、原賠法2条2項に定める「原子力損害」の賠償責任について、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、原告らは被告に対して民法709条に基づく損害賠償請求をすることができないこと、並びに、原賠法に基づく損害賠償請求においても慰謝料算定において過失の審理は不要であることを改めて明らかにするものである。

なお、被告答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても、同様の意味を有するものとする。

第2 責任論を審理する必要がないことについて

1 原告らの請求には民法709条は適用されないことについて

原告らは、原賠法1条に定める同法の目的との関係、同法4条1項の文言解釈、裁判例の解釈上も、原賠法3条1項は、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではなく、前橋地裁判決が、民法709条の適用を排除した実質的な理由は、民法709条の責任が認められた場合、第三者への求償が可能となり、責任を原子力事業者に集中した原賠法の趣旨に反するという点にあるから、第三者との求償関係においては、原賠法4条の趣旨から求償を制限すればよく、何ら実質的な理由となっていないと主張する（原告ら準備書面（10）の3頁）。

しかしながら、前橋地裁判決においても、民法709条の適用については、「原子力損害は、民法709条の定める不法行為にいう損害にも該当するものの、原賠法には、その制度趣旨に特定の政策的配慮が含まれており、私的自治の原則の下に過失責任を定める民法上の不法行為の規定と原賠法の制度趣旨には本質的な差異がある」ということができる。原子力事業者以外の第三者の責

任を排除し、原則として求償権も制限されること、政府の援助の規定があることに照らせば、原賠法3条1項は民法709条の特則を定めたものであって、原賠法3条1項が適用される場合においては、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定はその適用を排除されると解するのが相当である。仮に、民法709条と原賠法3条1項とが重疊的に適用されると考えた場合、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた際、原子力事業者以外の第三者たる共同不法行為者に対して求償できるのに、原賠法に基づく損害賠償請求が認められた場合は4条1項によって求償ができないこととなり、第三者の地位を不安定なものとすることとなるおそれがある。そうすると、本件事故による原子力損害については、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条に基づく損害賠償請求はできないと考えられる。」（同99～100頁）と説示しており、原子炉の運転等による原子力損害について、民法709条の適用は明確に否定されているものである。

この点については、被告準備書面（2）の8頁以下において述べたとおり、原賠法4条1項は、責任集中がなされる主体について「前条の場合においては、同条（原賠法3条：引用者注）の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」（下線は引用者による。）と規定し、賠償責任主体を原子力事業者に集中させるとともに、それ以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明文規定により排除し、かつ、原子力事業者の賠償責任発生の根拠規定を同法3条に限定しているものであり、明文上も明らかにされているとおりである。

原告らは、民法709条を適用する場合にも求償権を制限すればよいと主張するが、一般不法行為の解釈論としてかかる求償権を制限する法理を導き出すことはできないのであり、そのような制限は原賠法の規定とその立法趣旨・目的によってはじめて導かれるものであるということができるから、原告らのか

かる主張は、結局のところ、原子力損害については原賠法に基づく損害賠償請求によって処理されることが法の想定するところであることを裏付けるものにはかならない。

したがって、原告らの上記主張は当たらない。

2 原賠法3条の責任追及をするに当たって、責任論の審理は必要ないことについて

(1) 慰謝料増額の考慮要素について

原告らは、前橋地裁判決が、加害者の故意・過失の有無及び程度が慰謝料増額の考慮要素になると判示していることについて、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求がなされた場合であっても、故意・過失の有無及び程度が慰謝料増額の考慮要素になるという原告らの主張に沿う判断であると主張する(原告ら準備書面(10)の3~4頁)。

この点、前橋地裁判決は、予見可能性及び結果回避可能性(以下、両者を合わせて「予見可能性等」という。)について、慰謝料算定の一つの考慮要素である別件控訴人(被告)の非難性を基礎付ける事情があるかどうかを検討するとして(同判決の109頁、179頁)、あたかも過失の要件の判断と全く同じような形で膨大かつ詳細な判断を示している(同判決の108~179頁)。

しかしながら、前橋地裁判決においても、慰謝料算定の考慮要素についての判断においては予見可能性や結果回避可能性という規範的評価を経る必要ないと明言している(同判決の214頁)。

また、被告の心理的状況については、故意又は重過失を基礎付けるような具体的な事情がある場合に限って慰謝料増額の事由になり得るところ、被告準備書面(4)において述べたとおり、原告らは、被告の故意・過失に言及せず、本件事故による放射能汚染の状況や避難状況等を理由に、一律1人あ

たり月額35万円の慰謝料を請求するとともに、「故郷（ふるさと）喪失慰謝料」として1人あたり2000万円ないし「故郷（ふるさと）変質・変容慰謝料」として1人あたり1000万円の慰謝料を請求しており、原告からそのような増額に係る個別事情の明確な主張がなされているとは認められない。

さらに、すでに述べているとおり、本件津波は専門家の想定をはるかに超える天災地変であり、専門機関においてすら予見していなかつたかかる巨大地震・巨大津波の発生の可能性について、客観的な根拠に基づき本件事故前に予見し得た又は予見していたということができないから、被告に故意又は重過失を基礎付けるような具体的な事実はないことは明らかであることなどからすれば、巨大な天災地変により生じた本件事故に関して、慰謝料増額事由の検討であったとしても、被告の故意または重過失の有無を審理する必要がないことは明らかである。

（2）原賠法3条1項に基づく請求における慰謝料増額の考慮要素となる故意過失について

前橋地裁判決によると、原賠法は、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を目的としており（1条），その目的を達成するために、1) 原子力事業者の無過失責任を定め賠償責任を厳格化すること、2) 賠償責任を原子力事業者に集中させること、3) 賠償措置額を超える賠償の履行が必要となる場合、政府の援助その他の措置を定めることの三つの特徴を規定している。これによれば、原賠法には、その制度趣旨に特定の政策的配慮が含まれており、私的自治の原則の下に過失責任を定める民法上の不法行為の規定と原賠法の制度趣旨には本質的な差異があるということができるとされている（同判決の99頁）。

このような原賠法の下での無過失責任において、慰謝料の考慮要素として

加害者側の事情であるその故意・過失については、無過失と通常の過失（軽過失）では同様に斟酌され、通常の過失の範囲ではその程度にかかわらず同様に斟酌され、故意・重過失では増額事情として斟酌される（故意の場合は重過失よりさらに増額されるのかもしれない。）と解する。

その理由は、次のとおりである。

ア そもそも慰謝料の本質は、制裁ではなく、精神的苦痛による損害に対する賠償であるとするのが通説・判例であるが（最近の著作として、齋藤修編著・慰謝料算定の理論 5 頁以下），加害者の通常の過失の範囲内では、一般に、被害者が受けた精神的苦痛による損害はさほど変わらないと考えられる。

イ 上記原賠法の下での無過失責任の制度の趣旨に照らして、原子力事業者が無過失である場合についても過失がある場合と同等の損害賠償責任を負うとされているところから、無過失であることは慰謝料減額の考慮要素にはならないと解されているが（前橋地裁判決の 214～215 頁），そうである以上、通常の過失の範囲では同様に斟酌されるとするのが、無過失・過失を通して考え方が一貫している。

ウ 上記原賠法の目的である「被害者の保護」には迅速な救済も含まれると解するが、通常の過失の範囲内で過失の程度によって救済の程度に差をつけることは、過失の程度についての審理のためにかえって救済が遅くなり、「被害者の保護」の趣旨に反することになる。

エ 被害者が多数の場合に、迅速かつ適正な救済のために、損害額の定額化・類型化を図ることは、上記の原賠法の目的・趣旨に沿い（中間指針等の合理性を是認した前橋地裁判決の説示（同判決の 228 頁）参照），このことは、慰謝料額算定においても同じである。

オ 無過失責任に基づく本件事故の賠償においても、考慮要素としては被告に重大な過失があったかどうかは問題になり得ると明記する最近の文献

がある（新注釈民法（15）721～722頁）。

カ 前橋地裁判決の事案において、被告は一貫して、加害者側に故意又は重過失を基礎付けるような具体的な事実がある場合に限って、慰謝料増額の斟酌事情になり得ると主張しているが（前橋地裁判決の69頁），同判決は、この考え方を明示的に排斥しておらず、後記（3）の慰謝料増額の考慮要素についての同判決の考え方も（同判決の214頁），論旨の運びは必ずしも明確でないところがあるものの、基本的には、被告の見解と同旨とみられる。

このような考え方によれば、本件において、被告の心理的状況は、故意・重過失が認められる場合以外は、無過失であろうとどの程度の過失であろうと、慰謝料額に影響しないことになるから、原告らの主張する被告の予見可能性等に関する事実については、故意・重過失に該当する事実があるか否かのみを審理すれば足りることになる。

しかしながら、前述のとおり、原告らはこのような、慰謝料額に影響する具体的な事実を明確に主張していないから、考慮すべき増額事由はないとして扱えばよいのである。

（3）予見可能性等についての判断の構成

そして、前橋地裁判決によれば、その論旨の運びは分かりにくいが、被告に本件事故に関して予見可能性等が認められるとすることから直ちに、被告の非難性が認められ、慰謝料増額の考慮要素になるとしているわけではない（同判決の166頁、179頁、214～215頁）。

すなわち、前橋地裁判決は、慰謝料増額の考慮要素について、次のように説示する（同判決の214頁）。

「一般に、加害者の故意又は重過失は慰謝料増額の考慮要素とされているが、慰謝料算定の考慮要素と故意又は過失は、別個の法律要件に位置づけら

れるものであるから、非難性の有無及び程度を考えるにあたっては、予見可能性や結果回避可能性という規範的評価を経る必要はなく、故意又は重過失の基礎となる事実自体を慰謝料算定の考慮要素として斟酌することが可能である。・・・そうすると、被告らの非難性が、特に非難に値する事実に基づくような場合には、これを慰謝料増額の考慮要素として評価した上で慰謝料額を算定すべきである。」

ただし、この説示の論旨の運びには、次のとおり、判決の理由として十分理解できないところがある。①まず、「故意又は重過失の基礎となる事実」ということ自体、「故意又は重過失」という法的概念を踏まえて事実を抽出しており、実質的に規範的評価を経ていることと異ならないのではないか。②規範的評価を経る必要はないといいながら、第3節（予見可能性）及び第4節（結果回避可能性）において規範的評価をしているのは、理由が整合していない。③「特に非難に値する事実」という概念が何らの定義的説明もなくいきなり登場するが、具体的にはどのような概念であるか十分理解することができない。

したがって、前橋地裁判決には、その論旨に判然としない点があり、本件訴訟において参考になるものではない。

(4) まとめ

以上のとおり、前橋地裁判決をもってしても、本件において被告に慰謝料増額を基礎付ける事情は存しないから、被告の責任論に関して十分な審理を必要とするという原告らの主張には理由がない。

以上